

京都市立高等学校及び幼稚園の授業料及び保育料の減免の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月20日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第145号

京都市立高等学校及び幼稚園の授業料及び保育料の減免の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

京都市立高等学校及び幼稚園の授業料及び保育料の減免の取扱いに関する規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市立高等学校及び幼稚園の授業料等の減免の取扱いに関する規則

第1条中「及び保育料」を「，保育料及び入園料」に改める。

第3条第1項中「，保育料」の右に「及び入園料」を加え，同項中「保育料減免申請書」を「保育料・入園料減免申請書」に改める。

第9条本文中「授業料等」を「授業料又は保育料」に改める。

第1号様式注以外の部分中「京都市立高等学校及び幼稚園の授業料及び保育料の減免の取扱いに関する規則」を「京都市立高等学校及び幼稚園の授業料等の減免の取扱いに関する規則」に改める。

第2号様式注以外の部分中「保育料減免申請書」を「<sup>保育料</sup>減免申請書」に，「京都市立高等学  
入園料

校及び幼稚園の授業料及び保育料の減免の取扱いに関する規則」を「京都市立高等学校及び幼稚園

の授業料等の減免の取扱いに関する規則」に，「保育料」を 保育料  
入園料」に改める。

附 則

この規則は，平成18年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部調査課)